

スタンダードな事務処理とは

各裁判所によって手続や運用が異なることはよくある。そのことを念頭におきながら普段仕事をしているつもりでも、つついよく利用する裁判所の運用で、そのまま他の裁判所で手続を進めようとしてしまうことも。

法律事務所職員
堀切 幸寛

スタンダードな手続はない

—だから幅広く知ることは重要

私は名古屋で法律事務所職員をしているが、東京の裁判所やその他の役所などで手続を行うこともよくある。そのときに手続や添付書類の違いなどで、作業が遅れてしまったりすることも多々。

裁判所の場合、元となる法律や規則はひとつのはずだから、当然手続も全国統一……というわけにはいかない。実際のところは法律や規則で全ての手続を定めているわけではなく、「運用」で穴埋めしているところが多い。各裁判所によってその「運用」がまちまちなのが現状である。「東京の手続が正しい」「いや名古屋が正しい」ということではなく、「どっちも正しい」ということになると思うが、要はそれぞれの裁判所（と弁護士）がそれぞれ歩んできた独自の経験の結果という他ないと思う。

ずいぶん前だが、東京弁護士会が開催している事務職員中級研修で行われたディスカッション形式の講義に参加したことがあった。ディスカッションのテーマは、ある事例についての手続の進め方についてみんなで答えを出し合うというもの。私が参加したグループの（東京の）みなさんは同じ「答え」を口にした。私が「名古屋ではこういうやりかたをしている。けれども、全国的にはまた違った方法がなされていて、それがだいたい標準だと思う。」と言うと、みなさんが目を丸くしていたことを覚えている。みんな自分たちが行っている方法が「スタンダード」だと思いこんでいたということ。

研修でつなく知識と経験

—よりよい司法を目指して事務職員の力の発揮を

業務の効率化が求められ、マニュアル化が進む中、特に事務職員が担う仕事はマニュアル化が容易だと思われ、実際にそのように淡々と仕事をこなすことも多いと思う。けれども多くの場合、そのマニュアルが通用する限定された地域に限ってのこと。

日弁連法律事務所職員能力認定制度に基づく研修が行われている。これは、ある意味「スタンダードな手続」とは何かを知るいい機会になっている。私自身もこの研修を受けて、改めて気付いたり注意したことが多数あった。日弁連が「全国統一」を謳う以上、「標準」な手続をまず押さえている。

愛知県弁護士会では東京に負けず劣らず、初心者向けの「基礎研修」と、経験者向けの中級編として「ステップアップ研修」が行われている。毎回100名を超える参加者が熱心に受講している。やはり、生の講義であることと、より実務に踏み込んだ細やかな内容にふれているからであろう。東京や大阪、名古屋だけでなく、本当は全国でこのような生の講義が行われるのが理想である。

研修の必要性や重要性が認識されるようになった。私たち事務職員が研修を受け、知識と経験を引き継ぐことは、法律事務所の機能の強化というだけでなく、司法の信頼ということにもつながる。

一方で、研修を活かせるかどうかは、私たち事務職員の側にあるともいえる。それを肝に銘じて、多くの事務職員のみなさんがその力を発揮できることを願う。